

敦賀市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、財政援助団体等監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年2月2日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

- (1) 出資団体 株式会社嶺南ケーブルネットワーク
- (2) 所管課 総務部情報管理課

4 監査の範囲

令和元年度における出資団体の事業（補助事業を含む）の運営及び出納その他の事務の執行状況並びに所管課の出資団体に係る事務の執行状況

5 監査の実施日

令和2年8月7日

6 監査の実施内容

出資団体の事業（補助事業を含む）の運営及び出納その他の事務の執行並びに所管課の出資団体に係る事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合规性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、出資団体及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 出資団体
 - ア 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
 - イ 団体の会計経理及び財産管理は適切に行われているか。
 - ウ 補助事業に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
 - エ 資金の運用は適切に行われているか。
 - オ 法令等に基づき役員会等が開催され、十分に機能しているか。

(2) 所管課

- ア 出資目的及び出資金額は妥当か。
- イ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ウ 出資団体の経営成績及び財務状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。

8 監査の結果

出資団体の事業（補助事業を含む）の運営及び出納その他の事務の執行並びに所管課の出資団体に係る事務の執行については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 出資団体

- ア 多額の内部留保資金については、有益な投資や市民への還元等を含め有効活用することを検討されたい。
- イ 債権管理について、おおむね適切に行われているところであるが、不良債権については、適宜、適正に処理するよう努められたい。

(2) 所管課

出資団体が、社会情勢の変化等に的確に対応し市民サービスの向上につながる事業を継続的に運営できるよう、人的関与の在り方について検討されたい。